

【暫定稿その12】

前文（暫定稿）

私たちのまち茂原市は、千葉県のおぼ中央部に位置し、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、農村文化を育むとともに、近年は、豊富な地下資源である天然ガスを利用した煙の出ない工業都市として発展してきました。

今日では、農業、工業、商業などのバランスのとれた産業構造を有し、行政、教育、産業等の拠点機能を担う、外房地域の中心的な都市となっています。

私たちは、このような歴史、風土及び自然環境を背景として、伝統ある郷土を愛し、“均衡と調和のとれた明るく豊かな都市”を目指す茂原市市民憲章の基本理念のもと、豊かな自然と、歴史的・文化的資産を受け継ぎ、人々のつながりを大切にしながら、地域の個性や魅力を活かして、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」の実現を目指しています。

地方分権、少子高齢化、人口減少など、問題解決に困難を伴う時代の中で、過去の教訓を活かしつつ、知恵を出し合い、力を合わせて、豊かで持続可能な地域社会を築き上げ、次代を担う子どもたちに引き継いでいくためには、市政を議会及び市長に信託するとともに、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、決定に関与し、自ら行動する市民自治のまちづくりが必要です。

そのためには、自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が、それぞれ地域の課題解決に取り組むとともに、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取り組みや工夫について議論を重ね、多様な主体が協働していかなければなりません。

このような認識のもと、私たちは、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにするとともに、情報の共有、参加、協働をまちづくりの基本原則として、市民自治によるまちづくりを進めるため、ここに茂原市まちづくり条例を制定します。

【解説】

- 前文は、条例の制定趣旨と基本的な考え方を明らかにし、条例全般にわたる解釈運用の拠りどころとなるものです。
- 前文では、初めにまちの歴史、風土、経緯、特徴、成り立ちを述べ、目指すまちの姿をうたった後、地方分権や少子高齢化、人口減少など、問題解決に困難を伴う時代の中で、豊かで持続可能な地域社会を築き上げ、次代を担う子どもたちに引き継いでいくために、市政を議会及び市長に信託するとともに、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、決定に関与し、自ら行動する「市民自治のまちづくり」が必要であるとしています。
- まちづくり条例は、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにするものであり、情報の共有、参加、協働をまちづくりの基本原則として、市民自治によるまちづくりを進めるための、基本的なルールとなるものです。
- 前文では、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会の決意を表明するという意味で、「私たち」という主語を用いています。

第1章 総則

目的（暫定稿）

第1条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図り、もって全ての市民が住んで良かったと思えるまちを築くことを目的とします。

【解説】

- 本条では、条例を制定する目的を規定しています。
- この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めるものであり、市民等、市及び議会などが共有する基本的なルールです。市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図り、全ての市民が住んでよかったと思えるまちを築くことを、条例の目的としています。

条例の位置付け（暫定稿）

第2条 この条例は、茂原市のまちづくりの基本を定めるものであり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとします。

【解説】

- 本条では、条例の位置付けについて規定しています。
- 他の条例・規則などの制定改廃に当たって、この条例との整合性を図ることにより、この条例が持つ「まちづくりの基本的な事項を定めるもの」という位置づけを、実質的に担保しています。

定義（暫定稿）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 茂原市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人をいいます。
- (2) 市民等 市民並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいいます。
- (4) 市民自治 自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動していくことをいいます。
- (5) まちづくり 「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」にしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (6) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。
- (7) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することをいいます。
- (8) 参加 市民等が、まちづくりについて積極的に意見を述べ、行動に加わることをいいます。

【解説】

（第1号及び第2号）

- 本条例における「市民」とは、茂原市に住所を有する個人を規定しています。まちづくりを担うのは、市民に限られるものではなく、市内に通学している学生や、市内の企業に勤めている人も、行事に参加するなど、まちづくりの担い手としてすでに重要な役割を担っており、今後も協力を得る必要があることから、「市民等」と定義しています。

（第3号）

- 地方自治法で市の執行機関とされている市長及びその他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査

委員)を、「市」として定義しています。

(第4号)

- 市民等が、自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動することを、「市民自治」と定義しています。
- 茂原市基本構想では、将来都市像を「ゆたかなくらしをはぐくむ『自立拠点都市もばら』～人・自然・文化の「共生」と「共創」をめざして～」とあっており、まちづくりの推進にあたって、市民一人ひとりが、市民相互間のもとより、市民と行政、さらには企業等との役割分担の中で、「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」というパートナーシップの精神を基本とした「共生」・「共創」のまちづくりを進めていくとしています。

(第5号及び第6号)

- 誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を「まちづくり」と定義しています。また、行政の運営及び議会の活動を総称して「市政」と定義しています。
- 「まちづくり」には、形として目に見えるもの（道路、建物、公園、自然環境等）と、形として目には見えないもの（歴史、文化、産業振興等）など、あらゆる活動や事業が含まれます。

(第7号)

- 市民等、市及び議会が、共通となるまちづくりの目的を共有し、それぞれの役割と責務のもと、お互いを尊重し、十分な協議と理解のうえで、対等な立場で提携し、協力して課題の解決に当たることを「協働」と定義しています。

(第8号)

- 市民等が、まちづくりの企画立案段階から実施、評価に至るまでの各段階において、積極的に意見を述べ、行動に加わることを「参加」と定義しています。
- 企画立案段階から積極的に加わることを、一般的な「参加」と区別して「参画」と表現することもあります。本条例では、「参画」の意味も含めて「参加」と定義しています。

まちづくりの基本原則（暫定稿）

第4条 市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。

(1) 情報共有の原則 市民等、市及び議会が、必要な情報を共有し、まちづくりを進めることをいいます。

(2) 参加の原則 市民等の参加のもとで、まちづくりを進めることをいいます。

(3) 協働の原則 市民等、市及び議会が、協働により、まちづくりを進めることをいいます。

【解説】

- 本条では、市民等、市及び議会がともに担っていく市民自治によるまちづくりを推進する上での基本原則について規定しています。

(第1号)

- 「情報共有の原則」とは、まちづくりを進める上で、市民等、市及び議会が、お互いに必要な情報を共有しようとする原則です。参加及び協働を進める上では、情報の共有が大前提となります。

(第2号)

- 「参加の原則」とは、市民等の参加のもとで、まちづくりを進めていこうとする原則です。市民等は、まちづくりに参加する権利を有しており、市及び議会は、参加の原則を担保するための制度の整備に努める必要があります。

(第3号)

- 「協働の原則」とは、市民等、市及び議会が、それぞれの役割や責務のもと、お互いの理解と尊重の上で、対等な立場で十分な協議を重ね、協力して課題解決に当たっていくという原則です。

第3章 参加

住民投票（暫定稿）

第12条 市は市政に関する重要事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市及び議会は、住民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとしします。

3 住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は、別途条例で定めるものとしします。

【解説】

- 本条では、間接民主主義を補完し、市民の意思を確認するための住民投票について規定しています。本条で規定する住民投票は、個別の事案ごとに、その都度、住民投票の実施に係る必要事項を定めた条例を議会で議決し、実施する、いわゆる「非常設型」の住民投票です。

(第1項)

- 市は、市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを規定しています。その発意は、市民からなされる場合、議会からなされる場合、市長からなされる場合の3通りがあります。
- 市民は、有権者の50分の1の連署をもって、市長に対して、条例の制定を請求できます(地方自治法第74条)。議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出できます(地方自治法第112条)。また、市長は、議会の議決を経べき事件につき、議案を提出できます(地方自治法第149条第1号)。
- 「市政に関する重要事項」とは、財政基盤を揺るがすような事項や市民全体の生活に重大な影響を及ぼすような事項、住民の意見が二分されるような事項などを指します。

(第2項)

- 住民投票が実施された場合、市及び議会が、その結果を尊重することを規定しています。

(第3項)

- 住民投票を実施する際には、対象となる案件ごとに、住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項について、別途条例で定めることを規定しています。

第6章 議会運営の基本原則

議会の役割と責務(暫定稿)

第19条 議会は、市民の代表による意思決定機関であることから、市政運営が適切に行われているかを調査し、監視する役割を十分に発揮するよう努めるものとします。

2 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査、研究、立法活動を行うとともに、市政に市民等の意思を適切に反映させるよう努めるものとします。

3 議会は、議会活動に関する情報発信を図り、市民等にかかれた議会運営に努めるものとします。

【解説】

- 本条では、市民の信託に基づく議会の役割と責務について規定しています。(第1項)
- 議会が、市民の代表による意思決定機関であり、地方自治法に定められた議会の権限である調査・監視機能を発揮することを規定しています。

(第2項)

- 議会が持つ政策立案機能を適切に発揮するため、積極的に調査、研究、立法活動を行うとともに、市政に市民等の意思を適切に反映させるよう努めることを規定しています。

(第3項)

- 議会が、市民の声を市政に適切に反映させるため、議会活動に関する情報発信を図り、市民等にかかれた議会運営を行うことを規定しています。

議員の役割と責務（暫定稿）

第20条 議員は、地域の課題を把握するため、市民等との対話を心がけ、これを議会の運営に反映させるよう活動するものとします。

2 議員は、まちづくりについての包括的な認識を持ち、その推進に向けて、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、議会の権限を適切に行使できるよう、自己の研さんに努めるものとします。

【解説】

- 本条では、議会制民主主義の下における市民の代表者である議員の役割と責務について規定しています。

(第1項)

- 議員が、地域の課題を把握するため、市民等との意見交換や活動報告などの多様なコミュニケーションをとるなど、市民等との対話を心がけ、その結果を議会運営に反映させるよう、議員活動を行うことを規定しています。

(第2項)

- 議員が、まちづくり全体について、包括的な認識を持った上で、まちづくりを推進するという観点から、議員としての職務を遂行するとともに、地方自治法に定められた議会の権限を適切に行使することができるよう、自己の研さんに努めることを規定しています。

議会に関する基本的事項（暫定稿）

第21条 議会及び議員の活動原則に関する基本的な事項については、茂原市議会基本条例（平成〇〇年茂原市条例第▲▲号）で定めるものとします。

【解説】

- 本条では、議会及び議員の活動原則に関する基本的な事項について、別途、茂原市議会基本条例で定めることを規定しています。